

地域子ども・子育て支援事業について

1	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	子育て支援課	必須		p 2
2	児童虐待防止対策の推進	子育て支援課 学校教育課 市民活動支援課 健康増進課	任意		p 4
3	妊婦健診	健康増進課	必須		p10
4	乳児家庭全戸訪問事業	健康増進課	必須		p12
5	養育支援訪問事業	健康増進課	必須		p14
6	利用者支援事業	子育て支援課	必須	ニース調査	p16
7	地域子育て支援拠点事業	子育て支援課	必須	ニース調査	p18
8	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課	必須	ニース調査	p20
9	子育て短期支援事業	子育て支援課	必須	ニース調査	p22
10	ひとり親家庭の自立促進	子育て支援課	任意		p24
11	病児・病後児保育事業	子育て支援課	必須	ニース調査	p26
12	一時預かり事業	子育て支援課	必須	ニース調査	p28
13	延長保育事業	子育て支援課 教育政策課	必須	ニース調査	p30
14	産後の休業及び育児休業後における特定教育 ・保育施設等の円滑な利用の確保	子育て支援課 教育政策課	任意		p32
15	実費徴収に係る補足給付を行う事業	子育て支援課	必須		p32
16	多様な主体の参入促進事業	子育て支援課	必須		p33
17	放課後児童クラブ	青少年育成課	必須	ニース調査	p34
18	ワークライフバランス	市民活動支援課	任意		p36

1 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 《必須》

概要	<p>要保護児童対策地域協議会が、要保護・要支援児童への相談や支援を行う。児童相談窓口を設置し、関係機関との連携、専門職の配置により支援体制整備を図り、児童虐待防止に努める。また、要保護児童等の適切な保護や支援を図るために、他機関によるネットワークの中で必要な情報交換や支援に関する協議を行う。</p>
詳細	<p>【対象児童】 妊娠期（胎児）から18歳 【構成機関】 児童福祉、保健医療、教育機関、警察・人権擁護機関、その他 【調整機関】 市役所子育て支援課</p>
実施状況	<p>【構成団体・関係機関の連携強化の取組み】</p> <p>(1) 要保護児童対策協議会主催の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化と相互の資質向上（代表者会議、実務者会議、個別ケース支援会議） ・庁舎内複数課との連携強化と相互の資質向上（定例担当者会議、個別ケース支援会議） <p>(2) 関係機関、庁舎内多課の展開している事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスクアプローチおよびポピュレーションアプローチへの関与および協力 ・要保護児童対策協議会を構成する各団体への働きかけ（各団体事務局等へ出かけての活動PR、個別支援における連携の要請等） <p>【構成団体・関係機関の専門性強化を図るための取組み】</p> <p>(1) 支援者資質向上のための取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業 専門研修への参加、専門講座を大学機関と共同開催 ・事例検証の実施 主要な関係機関との事例共有と課題の検証 <p>(2) 調整機関機能の強化のための取組み</p> <p>①マンパワー・体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談アドバイザー（非常勤）の配置により専門的見地からの助言を得る ・ケース対応専門員（嘱託）を配置し、マンパワー強化 ・子ども家庭支援相談員（臨床心理士）との連携 ・母子自立支援員との連携 <p>②電算活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市独自システムの活用。支援情報のデータベース化 ・要保護児童台帳および支援進捗状況の情報管理 ・情報を支援連携に有効に活用
課題・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応件数の増、複雑困難事例に対応するための、限られた人員体制、部署体制、資質向上 ・多様な支援に結びつく社会資源との新たな連携として、要保護児童対策地域協議会構成団体の検証と拡充の検討

出雲市要保護児童対策地域協議会 組織図

《代表者会議》

◆構成団体の代表者が参集

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ●児童福祉機関（島根県出雲児童相談所等） ●保健医療機関（島根県出雲保健所等） ●教育機関（島根県立出雲養護学校等） ●警察・人権擁護機関（出雲警察署等） | <p style="text-align: center;">○市</p> <p>要保護児童対策調整機関、健康増進課、福祉推進課、市民活動支援課、学校教育課、教育政策課、青少年育成課、各支所（市民福祉課）</p> |
|--|--|

◆年1回開催

◆○市の現状把握 ○協議会の活動内容と年間活動方針等を検討・協議

《実務者会議》

- ◆市の関係部局・教育委員会、児童相談所、警察署、保健所が参集
- ◆年3回程度開催
- ◆○協議会運営方針検討

《児童虐待連絡調整会議》
○児童虐待ケース支援進行管理

《児童相談システム検討会》
○児童相談支援施策検討

《個別ケース検討会議》

- ◆支援関係者が参集 児童相談所、市（子育て支援課、健康増進課、学校教育課）学校、幼稚園、保育所 等
- ◆随時開催
- ◆○情報共有 ○支援方針検討

《児童相談定例会》

- ◆児童相談担当（子育て支援課、健康増進課、学校教育課・児童相談サテライト支所）
- ◆月1回
- ◆○情報共有 ○支援内容協議・連携のあり方検討
- ◆関係各課職員の資質の向上と連携の円滑化をめざした拡大会議（福祉推進課・市民活動支援課・青少年育成課）

◆量の見込み（イメージ）

	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①	0	0	0	0	0

2 児童虐待防止対策の推進

【子育て支援課】 要保護児童対策地域協議会事務局（調整機関） 児童相談窓口

要保護児童対策地域協議会は、要保護要支援児童等の適切な保護や支援を進めるため、相談窓口を設置し、個別支援会議や調整会議にて、必要な情報交換や協議により家庭支援・支援進行管理を行っている。このほか、地域で虐待防止のまちづくりを目的とした取組みも活動の大きな柱であり、児童虐待の未然防止と早期発見により、子どもを虐待から守る活動を推進している。

【詳細】

（１）地域で虐待を防ぐまちづくりへの取組み

①啓発活動：広く一般市民を対象に研修

街頭活動（呼びかけや情報発信）

広報活動（広報いずも「えがおになあれ」・特集記事掲載）報道機関への周知

②支援者支援：広く支援に関わる者の対応マニュアル作成

（「出雲市児童相談対応ハンドブック」）の配布と活用

（２）児童相談・対応・支援

①子ども情報定期連絡による状況把握と連携

②支援進行管理調整会議にて、見守り状況の把握と虐待の防止、早期発見

（３）連携と早期対応

①広く予防的な目的を持つ母子保健事業

②児の所属している機関からの情報収集と対応：保育所、幼稚園、小・中・高等学校、児童クラブ等

③支援、対応のための関係機関・課との連携、調整

（教育政策課、学校教育課、青少年育成課、福祉推進課、健康増進課、市民活動支援課）

課題

（１）早期発見・早期対応による、虐待への迅速・適切な対応

- ・地域が子どもを見守る意識の一層の波及
- ・情報発信や啓発活動のさらなる工夫と推進

（２）虐待を受けた子どもと養育者を継続的にケアすることによる、虐待の再発防止

- ・実態と対応施策の評価

現状共有-課題整理-施策反映

（３）ハイリスク世帯への継続支援による、虐待防止

- ・母子保健等の情報共有の強化

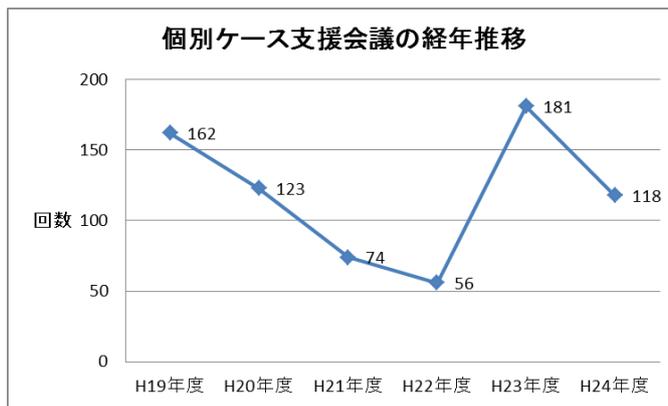
（４）地域での見守りなど子育て支援を充実することによる、虐待予防

- ・より身近なところの相談窓口（孤立化防止）
- ・地域の社会資源・マンパワーの確保

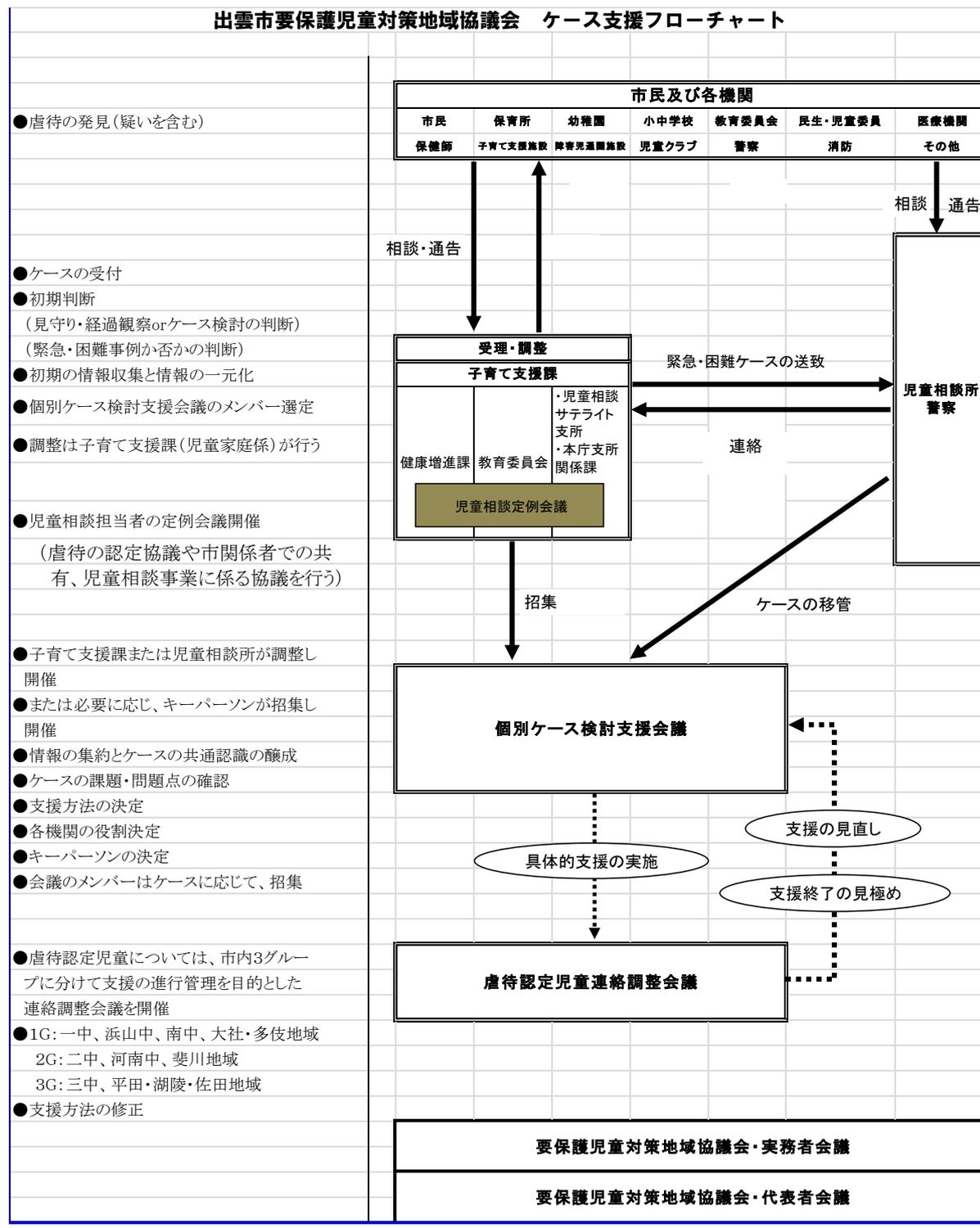
（５）あらゆる子育ての関係機関が連携した、組織的な対応の充実

- ・体制整備
- ・資質向上のための研修（人材育成）

◆個別支援会議の開催回数の推移



◆ケース対応フローチャート



【学校教育課】

虐待もしくは虐待を疑われるケースについて、学校からの情報を元に子育て支援課や児童相談所等と連携して、児童生徒の保護や家庭支援を行っている。特に、児童虐待の通告を受けるなど虐待のリスクを抱えている児童生徒については、学校で見守りを継続するとともに、連絡票や電話等で状況を常に確認して、再発防止を心がけ、少しでも異常を感じたときは早急に連絡を取り合うようにしている。

学校現場で児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応をするためには、教職員の児童虐待に対する意識・資質の向上を図る必要がある。そこで年1回、市内全幼稚園、小・中学校の担当職員に対して、児童虐待リスクアセスメント研修を開催している。

また、虐待、養育力不足など家庭の問題が背景から不登校や問題行動などに陥っている児童生徒へは、家庭、学校、地域の関係機関をつないで問題解決を支援する専門家（スクールソーシャルワーカー）を学校に派遣し、各関係機関と連携して具体的に対応するようにしている。

課題

- (1) 虐待の未然防止・早期発見の場となる学校現場の役割
 - ・教職員の虐待に対する意識・資質の向上
 - ・学齢期の子育てに関する情報提供や相談窓口としての機能
- (2) 要支援家庭への対応における各関係機関との連携
 - ・虐待認定がされていないが支援が必要と思われる家庭への対応
 - ・保護者は支援を求めているが支援が必要と思われる家庭への対応

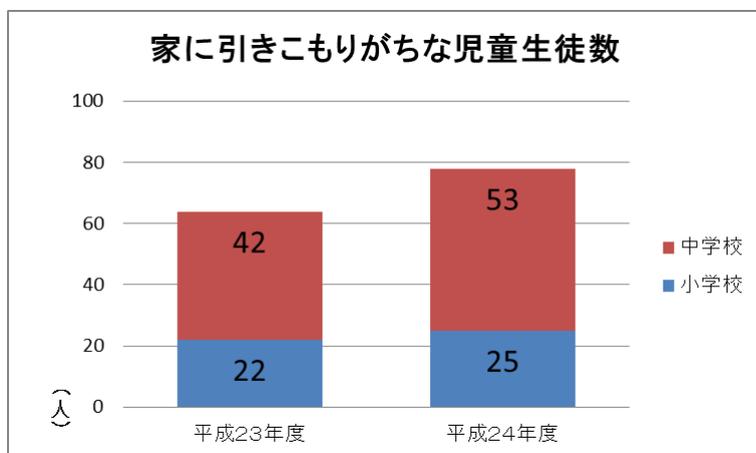
今後目指す方向性

- (1) 家庭支援会議（仮称）の開催

学校だけで支援困難な家庭（ネグレクト、養育力不足などによるひきこもり、非行等の問題行動）について、具体的な支援内容や役割分担を検討するため、関係機関（学校、市教委、児相、子育て支援課など）が集まって家庭支援会議（仮称）を開催する。

- (2) 要支援台帳の整備のための情報提供及び情報交換

虐待ではないが心配な状況にある家庭について、相談があった記録や小さな問題が起こったことを要支援家庭として台帳に整理し、支援が必要になった場合のネットワーク構築資料とする。



出典 不登校及び不登校傾向の児童生徒に関する調査

【市民活動支援課】

女性相談でDV※相談があった場合、子どもがいれば、子どもへの直接の暴力があるか確認している。

子どもへの直接の暴力があれば、速やかに子育て支援課へ通告している。子どもの面前でのDVの場合は、暴力の頻度や緊急性により子育て支援課へ情報提供するとともに、相談者に対しては、子どもの面前でのDVは心理的虐待にあたることも説明し、相談者に危機感を持たせるようにしている。

※DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者やパートナー等親密な関係にある、または、あった異性からの暴力(身体・精神的・性的・経済的暴力などさまざまな形態がある)のこと。

課題

DVによる心理的虐待の場合、該当するものすべてを子育て支援課へ情報提供すべきであるが、膨大な件数となる。

現状は、身体的虐待以外では、緊急性が高いもの(夫婦間の暴力が激しいものや毎日のように繰り返されるものなど)について情報提供している。

ただし、夫婦間の暴言などの精神的暴力も、子どもへ大きな影響を与えるものであり、その対応については検討が必要と思われる。

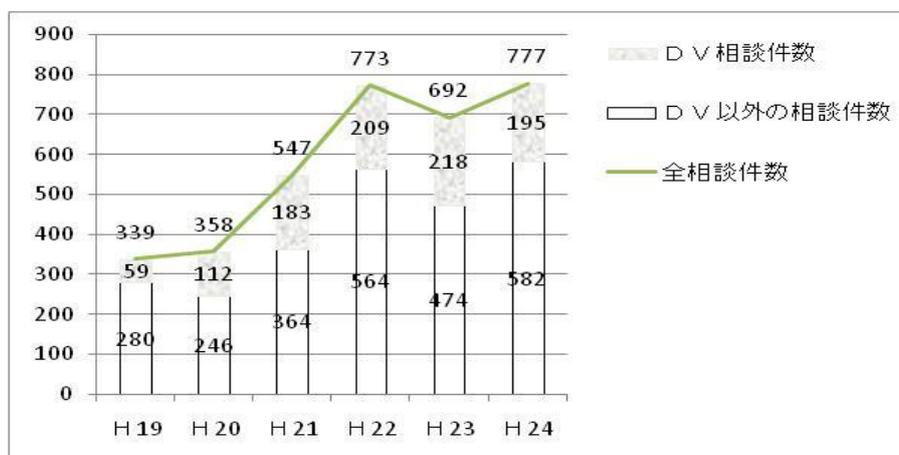
課題に対する対応の不足・改善点

DVによる心理的虐待児童は、身体的虐待児童への対応の方が優先され、早急な対応がとれていないように思われる。

女性相談においては、夫婦間のDVが子どもの面前で行われている場合、相談者に対して子どもへの影響を伝え、その解決に向けて支援していくが、あくまでも相談者の意思を尊重するため強制はできない。

児童相談所での児童相談・女性相談の対応についても同様であると思うので、県と一緒によりよい支援策を検討する必要がある。

■出雲市女性相談センターにおける女性相談件数、DV相談件数の推移



* 年々相談件数が増加し、DVに対する相談件数は約200件。

* 一時避難、警察との連携、加害者行動に配慮した対応等、複数機関が連携して支援するケースが増えてきている。

【健康増進課】

(1) 妊娠期（ハイリスク妊婦の把握・状況により訪問）

- ・妊娠届出時虐待リスク 12 項目把握（約 2 割）、家庭・家族状況等の把握
- ・妊婦アンケート（精神的な既往・相談・治療等の把握、相談相手・産後のサポート等把握）
- ・あかちゃんのお世話教室（妊娠期パパママ対象）毎月 1 回、予約 7 2 枠（H 2 4 延べ 118 人）

※ハイリスク妊婦については、産後も継続支援を行う。

(2) 乳幼児期

- ・保健師・助産師訪問、あかちゃん声かけ訪問 H 2 4 訪問率 99.0%
- ・未訪問家庭の理由把握と対応（100%把握）
- ・医療機関からの褥婦訪問連絡票による連携（H 2 3 年度の 2 倍送付あり）
- ・養育支援のすこやか訪問（養育支援訪問事業）7 世帯 22 回
- ・4 か月・1 歳 6 か月児・3 歳児健診での把握・早期発見（98%受診率）
- ・健診未受診児の受診勧奨と把握
- ・3 歳児健診未受診児の追跡・就学前の追跡
- ・不安感が多い母親のグループミーティング（4 回シリーズ）
- ・保健所と連携した医療依存の高い児への支援
- ・要保護児童対策地域協議会との連携・協働（定例会、支援会議、事例対応等）

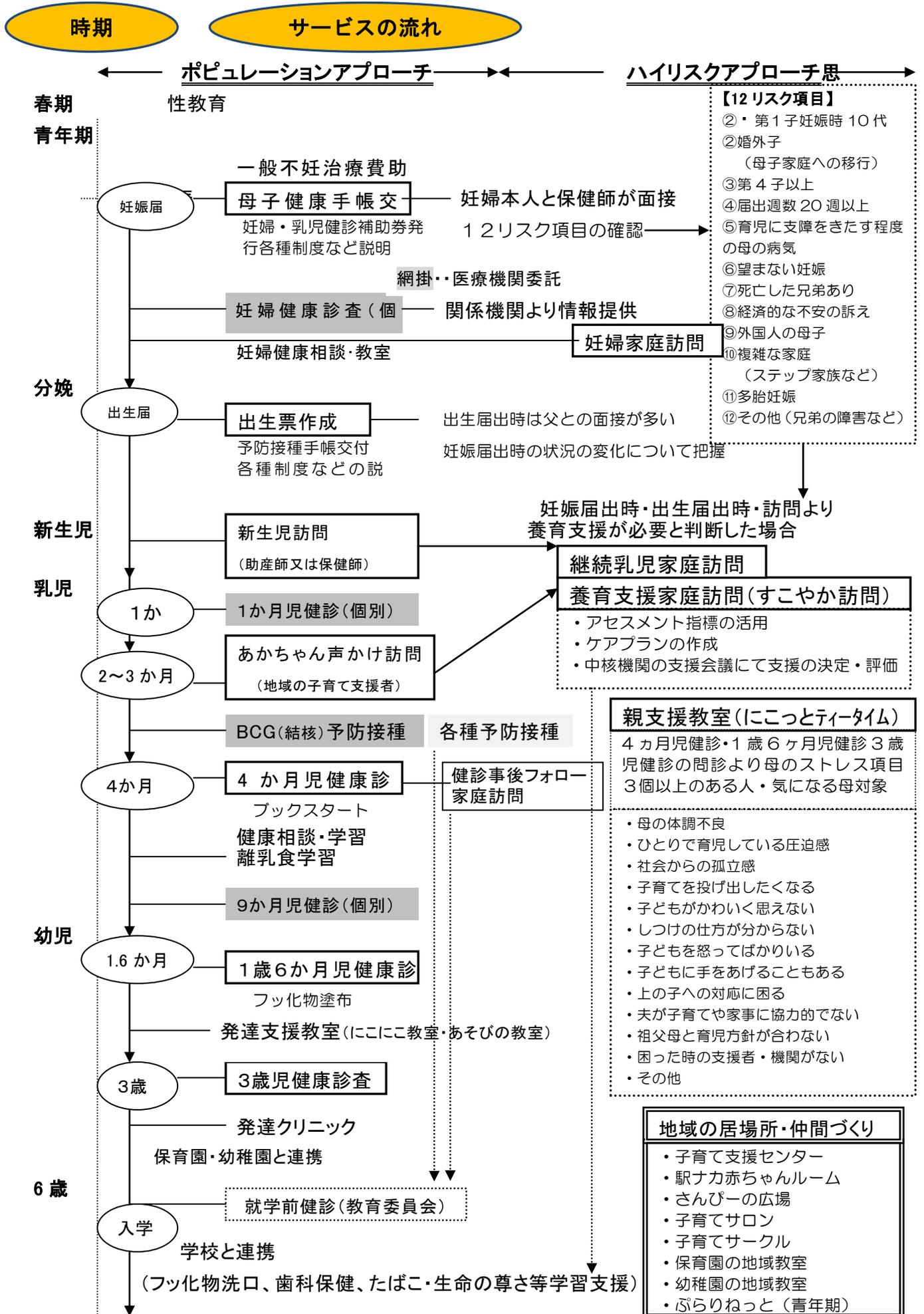
※すべての母子保健事業が児童虐待予防につながる。

- ・あかちゃんのお世話教室（妊娠期）
- ・保健師・助産師による新生児・（産婦）乳児訪問
- ・あかちゃん声かけ訪問員による訪問
- ・すこやか訪問（養育支援訪問事業）
- ・離乳食教室（3 回シリーズ）
- ・妊婦・乳幼児相談
- ・乳幼児健診・健診事後フォロー訪問
- ・発達クリニック
- ・にこにこ教室、あそび教室（発達支援教室）
- ・にこっとティータイム（不安の多い母親のグループミーティング）
- ・地域の子育てサークル支援と学習の場の提供
- ・親子健康づくりネットワーク会議等各種会議
- ・子育て支援センターとの連携

課題

- ・妊娠期からの対応管理体制の整備による早期支援、医療機関との連携
- ・要保護児童対策地域協議会と連携した特定妊婦についての産後の対応・支援体制
- ・就学前の児の把握、就学へのつなぎ
- ・未熟児訪問事業（H 2 5. 4 に県より権限移譲）での母親の精神的支援体制整備
- ・すこやか訪問（養育支援訪問事業）、乳児家庭全戸訪問事業の課題は別途記載
- ・学校保健との連携

【 母子保健活動での児童虐待予防 イメージ 】



3 妊婦健診 <必須>

概要	<p>妊婦や胎児の健康管理及び経済的負担の軽減のため、妊娠届のあった妊婦に対して妊婦健診受診券を発行し、県内医療機関に委託して実施する。</p> <p>国の示す標準的な妊婦健診内容のほか、市独自で出雲市内の産婦人科、一部市外の医療機関で子宮がん検診（HPV検査）をオプションで実施。</p> <p>妊娠届の際には面接を行い、子育て環境等の確認や、妊婦の不安軽減のための支援を行う。</p>
詳細	<p>【利用回数】 1人あたり14回</p> <p>【対象者】 妊婦</p> <p>【助成金額】 1人あたり107,600円</p>
実施施設	<p>県内契約機関16か所（H25.4.1）</p> <p>県外医療機関で受診された場合は、申請により償還払い対応。</p>
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時の状況調査、面接。 ・特定妊婦の状況確認。 ・妊婦健診、妊婦精密健診を県内医療機関に委託。 ・受診券14回分（H19年度までは2回、H20年度は5回、H21年度から14回）を妊娠届出時・転入時に交付し、受診勧奨。14回は、妊娠期に必要な健診回数がすべて無料となり経済的支援にもなっている。県外受診者（里帰り）については償還払いで対応。 ・国の示す標準的な妊婦健診内容のほか、市独自で出雲市内の産婦人科、一部市外の医療機関でHPV検査を実施。
課題・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の妊娠届の周知と妊婦健診の受診勧奨。 ・妊娠20週以降の届け出者のフォローアップ。産後支援の検討。 ・気になる妊婦についての医療機関との連携強化。 ・県事業である細菌性膣症検査助成事業の継続要望（H26に県事業は終了の方向）。早産は低体重出生が多い傾向にあり、産後支援、母親の精神的支援も増加。

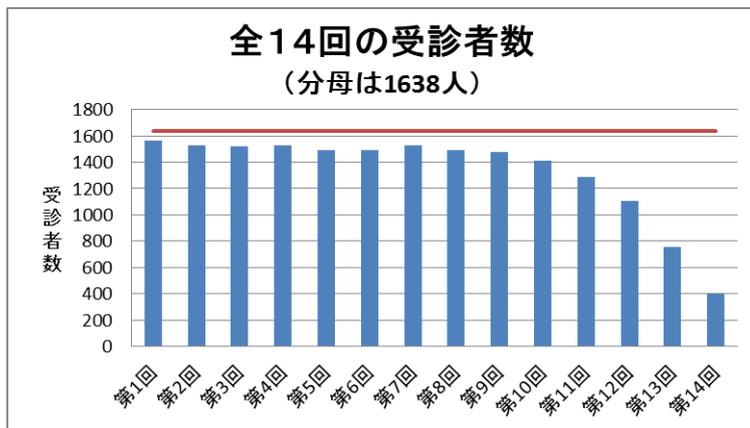
◆平成24年度は、延18,575人が利用。

妊娠届出数：1638名（転入者含む）

【参考】妊婦健診の各回受診者数

(H24年度)

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
1,566	1,528	1,523	1,525	1,489	1,494	1,524
第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回
1,493	1,473	1,409	1,289	1,106	757	399



【参考】妊娠届出週数（転入者除く）

	21年度	22年度	23年度	24年度
満11週以内	1,136	908	1,251	1,289
満12週～19週	198	407	255	183
満20週～27週	11	5	13	8
満28週～分娩まで	2	7	8	2
分娩後	1	0	3	2
不詳	0	4	0	6

平成21、22年度は、旧斐川町データを含まない

◆量の見込み（イメージ）

	1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	4年目(H30)	5年目(H31)
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保の内容	人	人	人	人	人
②-①	0	0	0	0	0

4 乳児家庭全戸訪問事業 《必須》

概要	<p>生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に訪問することにより、乳児や保護者の養育環境の把握、子育て情報の提供、子育ての悩みの傾聴や相談を行い、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境を整えるとともに、支援が必要な家庭に対しては適切な支援につなげ、ひいては児童虐待予防も図る。</p> <p>生後 1 か月前後の専門職訪問と、その後生後 4 か月までに訪問するあかちゃん声かけ訪問を実施。</p>
詳細	<p>【対象者】 乳児とその保護者</p> <p>【訪問者】 ①専門職訪問・・・保健師(27人)・助産師(12人) ②あかちゃん声かけ訪問・・・民生児童委員や主任児童委員(76人)、子育てサポーター(75人)</p> <p>【利用料金】 無料</p> <p>※乳児家庭全戸訪問事業はH20年度から実施 ※あかちゃん声かけ訪問はH20年6月から実施</p>
実施状況	<p>【専門職訪問】 目標：全戸訪問 地区担当保健師・委嘱助産師</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体計測、栄養方法についての相談、子育て相談・情報提供、子育て環境の整備への支援（支援者の有無、経済状況等） ・母親の心と身体健康状況の把握、産後うつ予防、訪問の評価と継続支援について検討。必要時、養育支援訪問の活用。 <p>【あかちゃん声かけ訪問員による訪問】 目標：全戸訪問 子育てサポーター、民生児童委員、主任児童委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育てアンケートを母親から受けとり、母親の体調等を訪ね、気持ちに寄り添う。受け取ったアンケートに訪問状況を記録し、地区担当保健師に報告する。 ・訪問時、地域の子育て情報を提供、小児の事故予防パンフの配布を行う。
課題・対応	<p>【あかちゃん声かけ訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あかちゃん声かけ訪問率100%をめざす ・地区毎の訪問員連絡会の開催と充実。 ・4か月児健診までの訪問の徹底。 ・訪問員のスキルアップにつながる研修内容の質の向上。 <p>【市保健師・委嘱助産師訪問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H25から、権限移譲で、未熟児訪問事業を実施しているが、母親の精神的フォローが一層必要であることから、現状把握と対策についての検討必要。（医療機関との連携、内部でのカンファレンス徹底、長期的フォローシステム等）

◆平成 24 年度の訪問件数

- ・ 専門職訪問 1,523 件 (97.9%)

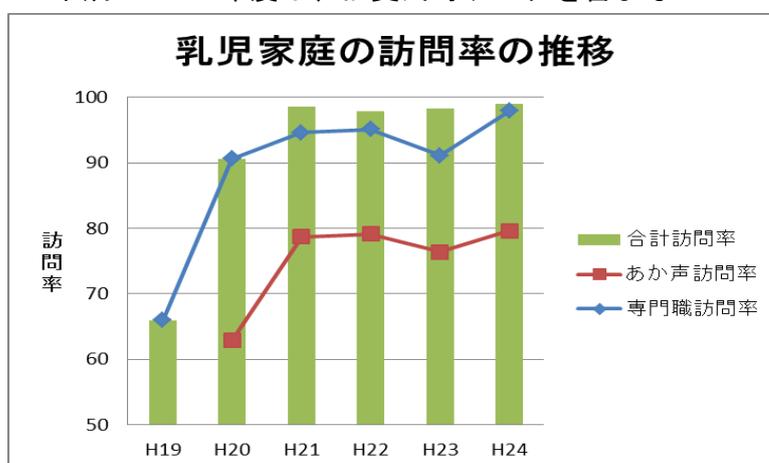
※訪問以外の方法で把握した場合を含めると 100%。

- ・ あかちゃん声かけ訪問 1,239 件 (79.6%)

◆訪問率の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
出生数	1,365	1,281	1,273	1,395	1,562	1,556
専門職訪問率	66.0	90.6	94.6	95.1	91.1	97.9
赤こえ訪問率	0.0	62.9	78.7	79.1	76.4	79.6
合計訪問率	66.0	90.6	98.6	97.9	98.3	99.0

平成 19～22 年度は、旧斐川町データを含めない



◆事業への感想

【専門職訪問】

- ・ まだ家から出にくい時期に来ていただいたので、精神的にもいろいろ安心できた。
- ・ 育児についての不安がたくさんあったが優しくアドバイスをしていただき心が軽くなる思いがした。

【あかちゃん声かけ訪問】

- ・ 地域の情報など全然知らなかったのでいろいろなパンフレットを持ってきていただき役に立った。今後いろいろと参加しようと思う。
- ・ 近所の方だったので、訪問をきっかけに地域とのつながりを感じることができた。

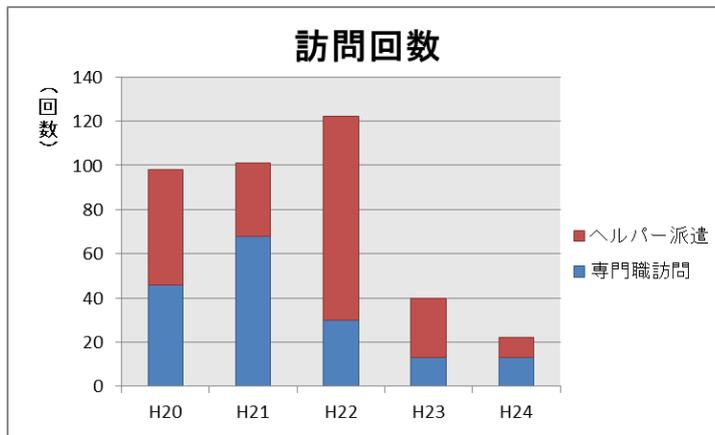
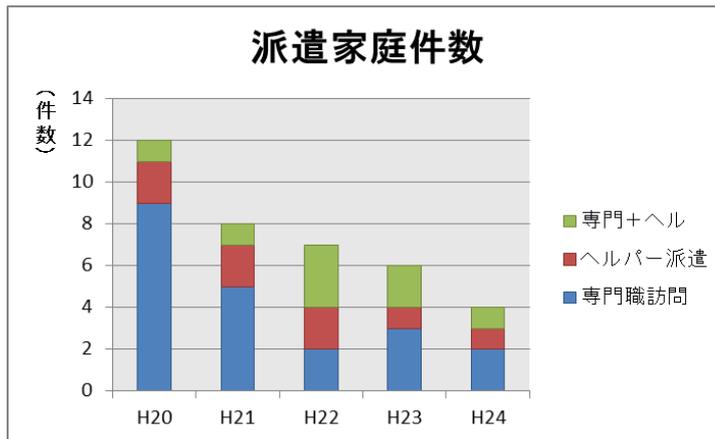
◆量の見込み (イメージ)

	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保の内容	人	人	人	人	人
②-①	0	0	0	0	0

5 養育支援訪問事業 <<必須>>

<p>概要</p>	<p>養育支援が特に必要であると判断した家庭に訪問し、養育に関する支援を実施することにより、該当家庭の適切な養育の実行を促進することを目的とする。実施にあたっては、地区担当保健師がアセスメントを実施し、中核機関としての支援方針の協議を実施する。ケアプランを作成して必要な職種を派遣する。派遣後は、適時または半年毎の再アセスメントを実施し、協議により効果判定を行い終了する。</p>
<p>詳細</p>	<p>【支援内容】 (a) 専門職訪問：保健師・助産師・保育士・栄養士による育児相談、見守り活動 (b) 家事支援ヘルパー派遣：ヘルパーによる家事・育児援助（委託機関：出雲市社会福祉協議会等）</p> <p>【対象者】 養育力不足の家庭 【訪問者】 保健師・助産師・保育士・栄養士、ホームヘルパー 【利用料】 無料 【派遣時間・日数】 1日4時間以内。原則出生した乳児退院後1か月の間に15日以内、それ以降11か月の間に11日以内。出産以外の事由による場合は、年間12日以内。 【委託機関】 出雲市社会福祉協議会等（ヘルパー） 【予算】 専門職1回3,500円、ヘルパー委託料880円/1時間（消費税込み）</p>
<p>課題・対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問導入時の見立てと、終了の見立て・評価の共有（育児困難度アセスメント指標使用） ・ 他制度のサービスや、民間の有料サービスとの調整（本事業は所得に関わらず利用者負担無料） ・ 養育支援訪問員の確保・拡大（特にヘルパー確保については地域格差あり、今後は身近な地域で確保できるよう調整が必要） ・ ヘルパー委託先の拡大、委託料の検討 ・ サービス内容の拡大（出生児の兄・姉の保育所等送迎）

◆近年は、養育支援訪問事業（すこやか訪問事業）の状況は下記のとおりです。



平成 20～22 年度は、旧
斐川町データを含まな
い

・平成 25 年度（7 月末現在）は、派遣家庭 7 件

（a）専門職 5 件、（b）ヘルパー 1 件、○専門職+ヘルパー 1 件

※支援事例により、訪問回数・時間・頻度等は異なり、年度毎での変化あり。

※導入後、半年毎の再アセスメントを必須としている。

※他の事業、制度を併用することが多い。

【対象者の傾向】

・妊娠届出時から、特定妊婦としてフォローしている家庭。

（要保護児童対策協議会管理ケース含む）

・核家族（シングルマザー含む）で、家族以外の支援者がいない家庭、母自身が実父母との確執を抱えるケースが多い

・精神疾患既往あり、もしくは知的発達がボーダーラインと思われる母

◆量の見込み（イメージ）

	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①量の見込み	人	人	人	人	人
②確保の内容	人	人	人	人	人
②-①	0	0	0	0	0

6 利用者支援事業（新規事業） <<必須>>

<p>制度化の趣旨</p>	<p>子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。都市部のみならず、広く市町村での実施を念頭に制度化。（国会議資料より）</p>
<p>実施状況</p>	<p>子育てに関するあらゆる相談について、子育て支援課、健康増進課、各支所保健師等連携を持って対応している。</p> <p>【子育てべんり帳等による情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁や各支所の関係課窓口において、子育て便利べんり帳を配布するなど子育て支援に関する情報提供・助言を行っている。 ・子育て支援センターにおいて、子育てべんり帳を基にした情報提供を行っている。詳細については利用者自身が関係機関へ問い合わせることとしている。 ・保健師が、妊娠届提出時などに子育てべんり帳を配布し、情報提供・助言を行っている。 ・市HPに掲載した子育てべんり帳を毎月更新し、情報提供を行っている。 ・妊娠・出産、子育てに関する各種行政サービス情報を分かりやすく、探しやすくするため、子育て応援サイト「ママフレ」を開設（11月28日公開）。今後、QRコード付きのリーフレットを窓口等で配布予定（H26年1月頃から）。 <p>【子育てべんり帳の配布場所・方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁・支所の窓口、子育て支援センター10か所（市直営8か所／委託2か所）で配布 ・妊娠届提出時全員に配布、随時必要時配布 <p>【子育てべんり帳の配布数】</p> <p>平成24年度 2,870冊</p>
<p>課題・対応</p>	<p>・市役所本庁及び各支所に子ども・子育て支援新制度を利用するためのワンストップ窓口の機能充実への検討。</p>

◆ 量の見込み（イメージ）

	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）
②確保の内容	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）
②-①	0	0	0	0	0

子 育 て ベ ん り 帳

子育てべんり帳は随時更新します。最新情報は ページでご確認ください。

目 次

○ 妊娠～出産	3 ページ
○ 出産育児一時金	5 ページ
○ 児童手当	7 ページ
○ 乳幼児等医療費助成	9 ページ
○ 小児救急電話相談	11 ページ
○ 夜間・休日診療	12 ページ
○ 健康診査・予防接種	13 ページ
○ 健康	14 ページ
○ 子育てサークル・ひろば	16 ページ
○ 子育て支援センター	18 ページ
○ ファミリーサポートセンター	19 ページ
○ 病児・病後児保育	20 ページ
○ 保育所の在宅子育て支援	21 ページ
○ 認可保育所への入所	23 ページ
○ 認可保育所の保育料	25 ページ
○ 認可保育所一覧	27 ページ
○ 各種保育サービス	30 ページ
○ 認可外保育施設	31 ページ
○ 幼稚園への入園	32 ページ
○ 幼稚園一覧	33 ページ
○ 児童クラブ	34 ページ
○ 児童クラブ一覧	35 ページ
○ 子育て短期支援事業	37 ページ
○ 発達が気にかかるお子さん・ 障がいのあるお子さんのために	38 ページ
○ ひとり親家庭のために	42 ページ
○ 相談ごとは	44 ページ
○ 問い合わせ一覧	47 ページ
○ チャイルドシート	48 ページ
○ 健診・健康相談会場 子育て支援センターの位置図	49 ページ

表紙の「マタニティマーク」について

このマークは厚生労働省が推進している「健やか親子21」推進検討会において選ばれた最優秀作品です。このマークをつけている妊産婦さんを見かけたら、皆さんからの思いやりある気遣いをお願いいたします。

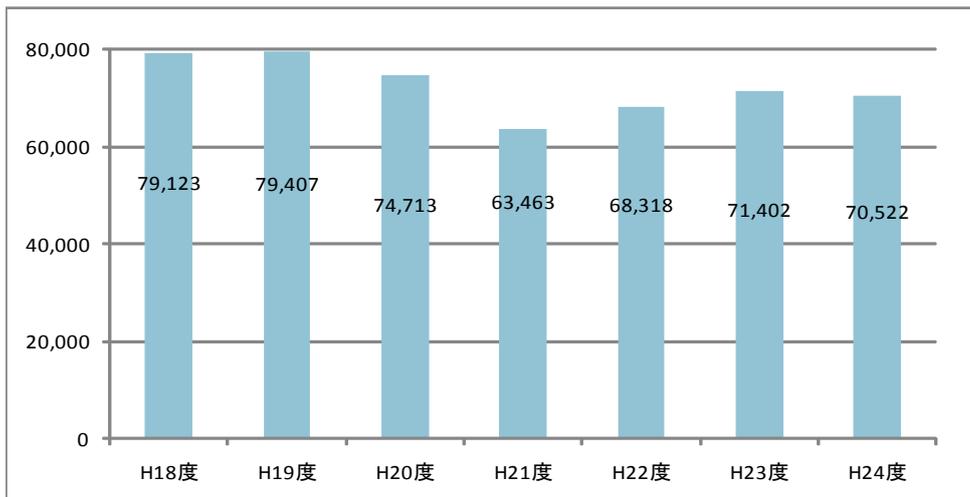


7 地域子育て支援拠点事業 《必須》

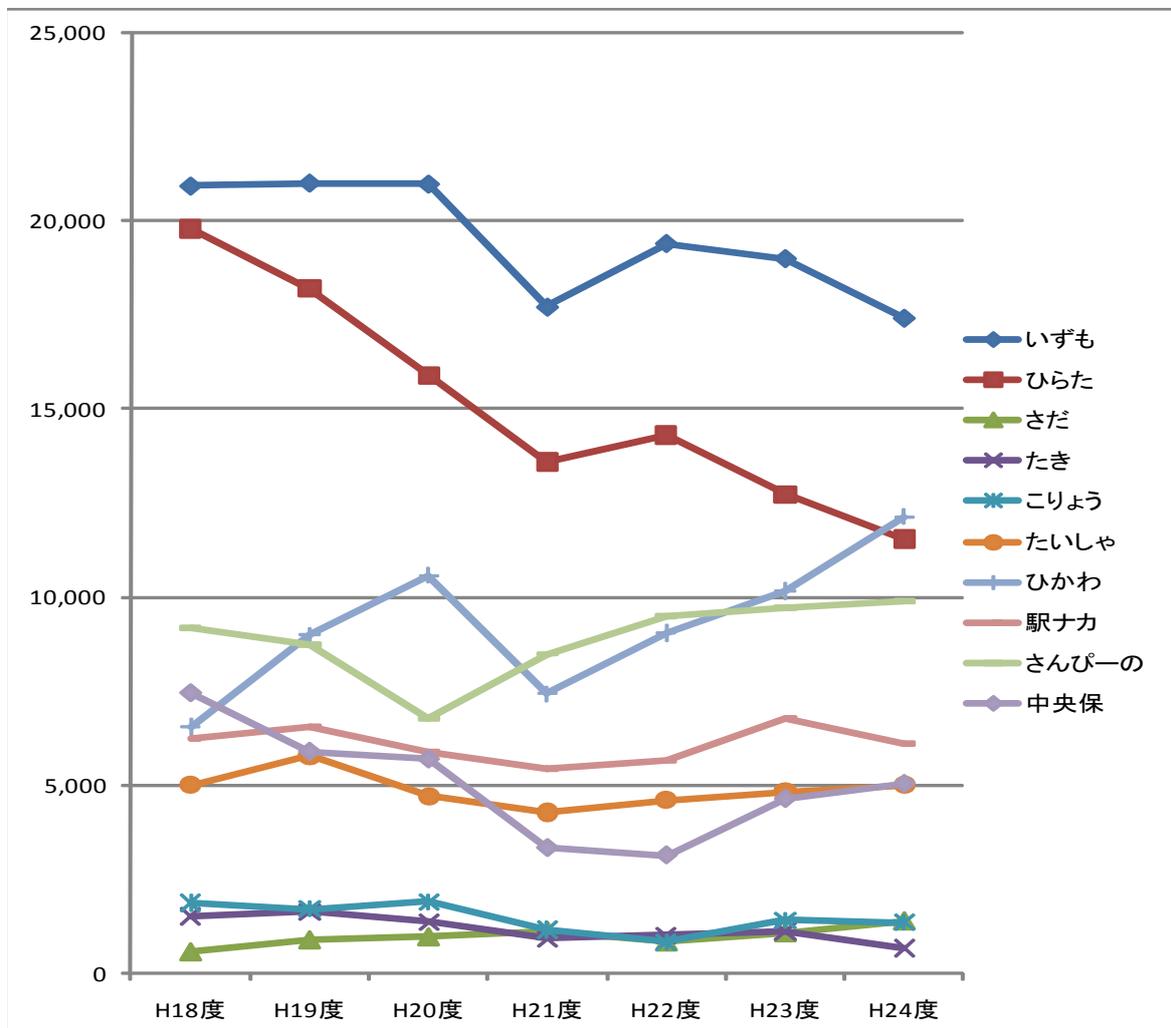
概要	<p>小学校就学前の児童とその保護者が自由に利用し、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する相談を受付ける。</p>																																																
詳細	<p>【基本事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交流の場の提供・交流促進 ・ 子育てに関する相談対応 ・ 地域の子育て関連情報提供 ・ 子育てや子育て支援に関する講座の開催等 <p>【対象者】 小学校就学前の児童とその保護者</p> <p>【利用料金】 無料</p>																																																
実施施設	<p>10 か所（市直営 8 か所／委託 2 か所）</p> <table border="1" data-bbox="395 835 1398 1742"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>直/委</th> <th>開所曜日・時間</th> <th>24 年度利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いずも子育て支援センター （単独施設）</td> <td>直営</td> <td>月～土 9:30～16:00</td> <td>17,414 人</td> </tr> <tr> <td>ひらた子育て支援センター （単独施設）</td> <td>直営</td> <td>月～日 9:30～16:30</td> <td>11,538 人</td> </tr> <tr> <td>さだ子育て支援センター （須佐保育所内）</td> <td>直営</td> <td>月～金 9:00～15:00</td> <td>1,391 人</td> </tr> <tr> <td>たき子育て支援センター （たき保育園内）</td> <td>委託</td> <td>火・金（週 2） 9:30～11:30</td> <td>674 人</td> </tr> <tr> <td>こりょう子育て支援センター （ハマナス保育園内）</td> <td>委託</td> <td>火・木（週 2） 10:00～12:00</td> <td>1,359 人</td> </tr> <tr> <td>たいしゃ子育て支援センター （大社健康福祉センター内）</td> <td>直営</td> <td>月～金 9:30～16:00</td> <td>5,004 人</td> </tr> <tr> <td>ひかわ子育て支援センター （まめなが一番館内）</td> <td>直営</td> <td>月～金 9:30～16:00</td> <td>12,126 人</td> </tr> <tr> <td>中央保育所「れもん組」 （中央保育所内）</td> <td>直営</td> <td>月～金 9:30～15:00</td> <td>5,035 人</td> </tr> <tr> <td>駅ナカ赤ちゃんルーム （アトネスいずも内）</td> <td>直営</td> <td>月～金 10:00～16:30</td> <td>6,103 人</td> </tr> <tr> <td>さんぴーの広場 （さんぴーの出雲内）</td> <td>直営</td> <td>月～金 9:30～16:00</td> <td>9,878 人</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">合 計</td> <td>70,522 人</td> </tr> </tbody> </table>	名称	直/委	開所曜日・時間	24 年度利用者数	いずも子育て支援センター （単独施設）	直営	月～土 9:30～16:00	17,414 人	ひらた子育て支援センター （単独施設）	直営	月～日 9:30～16:30	11,538 人	さだ子育て支援センター （須佐保育所内）	直営	月～金 9:00～15:00	1,391 人	たき子育て支援センター （たき保育園内）	委託	火・金（週 2） 9:30～11:30	674 人	こりょう子育て支援センター （ハマナス保育園内）	委託	火・木（週 2） 10:00～12:00	1,359 人	たいしゃ子育て支援センター （大社健康福祉センター内）	直営	月～金 9:30～16:00	5,004 人	ひかわ子育て支援センター （まめなが一番館内）	直営	月～金 9:30～16:00	12,126 人	中央保育所「れもん組」 （中央保育所内）	直営	月～金 9:30～15:00	5,035 人	駅ナカ赤ちゃんルーム （アトネスいずも内）	直営	月～金 10:00～16:30	6,103 人	さんぴーの広場 （さんぴーの出雲内）	直営	月～金 9:30～16:00	9,878 人	合 計			70,522 人
名称	直/委	開所曜日・時間	24 年度利用者数																																														
いずも子育て支援センター （単独施設）	直営	月～土 9:30～16:00	17,414 人																																														
ひらた子育て支援センター （単独施設）	直営	月～日 9:30～16:30	11,538 人																																														
さだ子育て支援センター （須佐保育所内）	直営	月～金 9:00～15:00	1,391 人																																														
たき子育て支援センター （たき保育園内）	委託	火・金（週 2） 9:30～11:30	674 人																																														
こりょう子育て支援センター （ハマナス保育園内）	委託	火・木（週 2） 10:00～12:00	1,359 人																																														
たいしゃ子育て支援センター （大社健康福祉センター内）	直営	月～金 9:30～16:00	5,004 人																																														
ひかわ子育て支援センター （まめなが一番館内）	直営	月～金 9:30～16:00	12,126 人																																														
中央保育所「れもん組」 （中央保育所内）	直営	月～金 9:30～15:00	5,035 人																																														
駅ナカ赤ちゃんルーム （アトネスいずも内）	直営	月～金 10:00～16:30	6,103 人																																														
さんぴーの広場 （さんぴーの出雲内）	直営	月～金 9:30～16:00	9,878 人																																														
合 計			70,522 人																																														
課題 ・ 対応	<p>ニーズ調査により、利用の潜在的なニーズを把握し、利用したい人が利用しやすい施設となるよう、運営の改善に努める。</p>																																																

◆利用者数の推移

延べ利用者合計数の推移



施設別延べ利用者数の推移



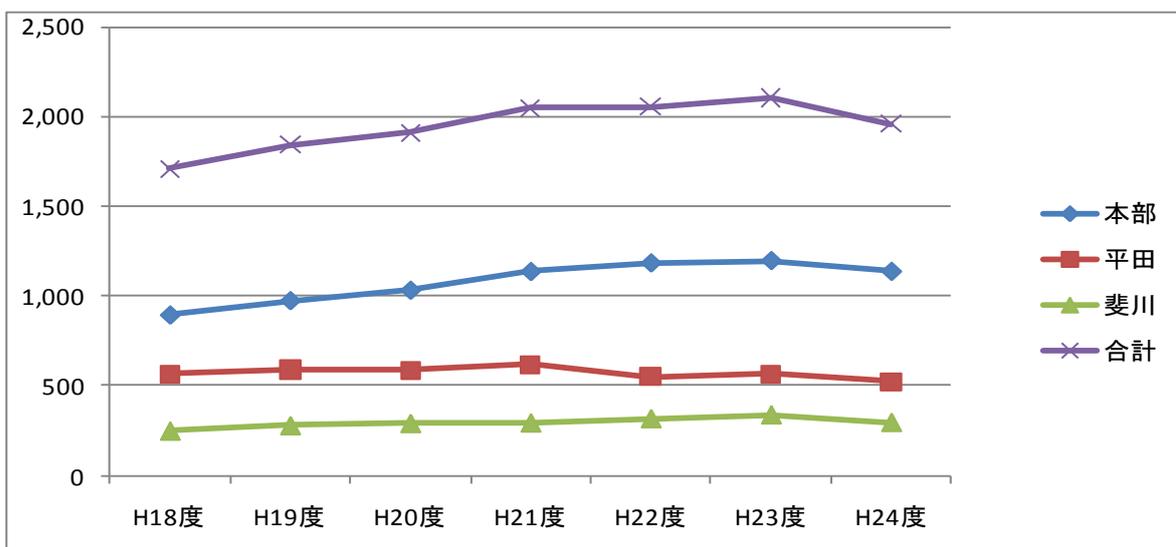
◆量の見込み (イメージ)

(延利用者数)

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②確保の内容	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②-①	0	0	0	0	0

8 ファミリー・サポート・センター事業 《必須》

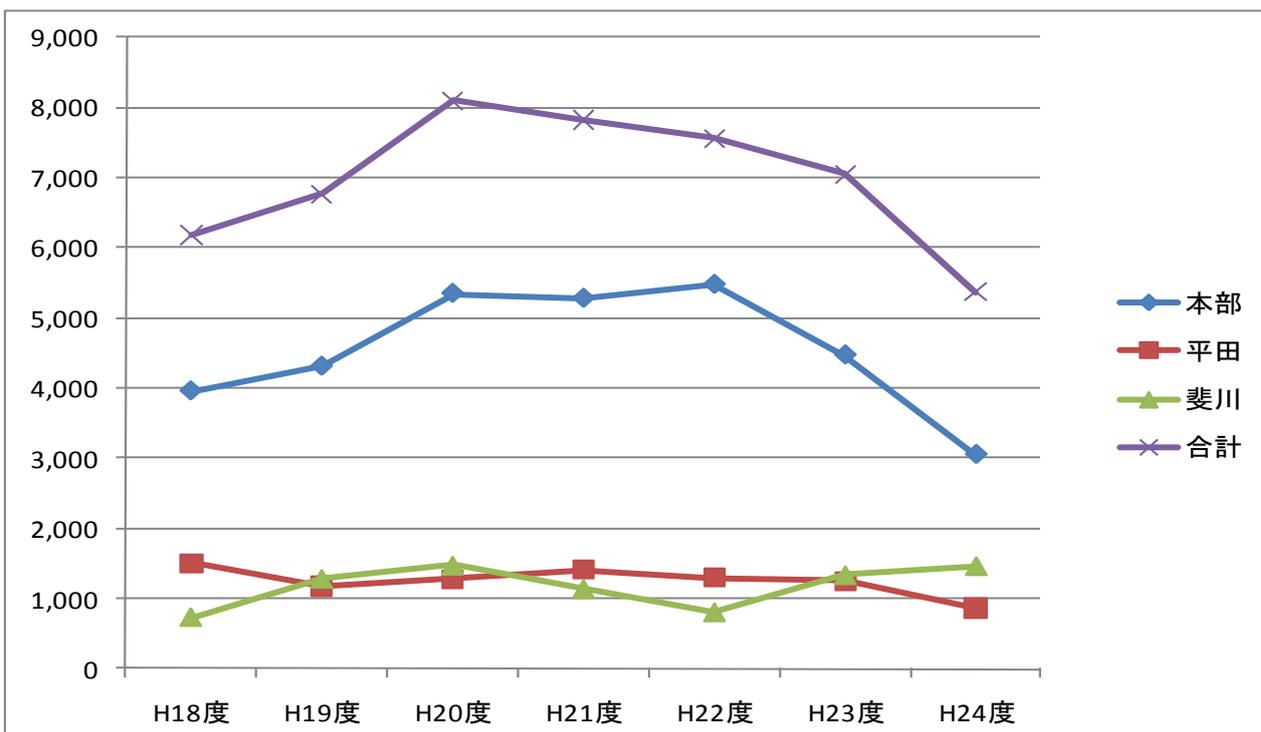
概要	<p>子どもの預かりや送迎などの援助をお願いしたい人と、援助を行いたい人が予め会員登録をし、センターが橋渡しをして会員間で援助活動を行う事業。</p>																																								
詳細	<p>【対象児童】 0歳から小学生まで</p> <p>【利用時間】 活動時間は会員間の合意による。ただし、宿泊を伴う活動は原則として行わない。</p> <p>【利用料金】</p> <table border="1" data-bbox="360 562 1158 757"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単価/30分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月～金曜日（7:00～19:00）</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の時間及び祝日・年末年始</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>病児・病後児の預かり・送迎</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※食事代・交通費は別途実費負担</p>	区 分	単価/30分	月～金曜日（7:00～19:00）	300円	上記以外の時間及び祝日・年末年始	400円	病児・病後児の預かり・送迎	400円																																
区 分	単価/30分																																								
月～金曜日（7:00～19:00）	300円																																								
上記以外の時間及び祝日・年末年始	400円																																								
病児・病後児の預かり・送迎	400円																																								
実施施設	<p>【会員区分】</p> <table border="1" data-bbox="360 889 1158 1084"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>おねがい会員</td> <td>子育ての援助を依頼する会員</td> </tr> <tr> <td>まかせて会員</td> <td>子育ての援助を提供する会員</td> </tr> <tr> <td>どっちも会員</td> <td>援助依頼・援助提供の両方を行う会員</td> </tr> </tbody> </table> <p>【会員数（H25.3.31）】 (人)</p> <table border="1" data-bbox="360 1155 1310 1402"> <thead> <tr> <th>区分（居住地域）</th> <th>おねがい</th> <th>まかせて</th> <th>どっちも</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部（平田・斐川以外）</td> <td>775</td> <td>222</td> <td>140</td> <td>1,137</td> </tr> <tr> <td>平田支部（平田）</td> <td>314</td> <td>149</td> <td>61</td> <td>524</td> </tr> <tr> <td>斐川支部（斐川）</td> <td>196</td> <td>63</td> <td>39</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,285</td> <td>434</td> <td>240</td> <td>1,959</td> </tr> </tbody> </table>	種別	内容	おねがい会員	子育ての援助を依頼する会員	まかせて会員	子育ての援助を提供する会員	どっちも会員	援助依頼・援助提供の両方を行う会員	区分（居住地域）	おねがい	まかせて	どっちも	合計	本部（平田・斐川以外）	775	222	140	1,137	平田支部（平田）	314	149	61	524	斐川支部（斐川）	196	63	39	298	合計	1,285	434	240	1,959							
種別	内容																																								
おねがい会員	子育ての援助を依頼する会員																																								
まかせて会員	子育ての援助を提供する会員																																								
どっちも会員	援助依頼・援助提供の両方を行う会員																																								
区分（居住地域）	おねがい	まかせて	どっちも	合計																																					
本部（平田・斐川以外）	775	222	140	1,137																																					
平田支部（平田）	314	149	61	524																																					
斐川支部（斐川）	196	63	39	298																																					
合計	1,285	434	240	1,959																																					
課題・対応	<p>援助活動のニーズの多い地域（主に市中心部）において、まかせて会員の数がニーズに対して相対的に少なく、一部の会員に活動依頼が集中している。広報手段を工夫して、まかせて会員の募集に一層務めることが必要。</p>																																								
<p>◆会員数の推移（各年度末時点） (人)</p> <table border="1" data-bbox="213 1706 1318 1953"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> <th>H21年度</th> <th>H22年度</th> <th>H23年度</th> <th>H24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部</td> <td>894</td> <td>974</td> <td>1,032</td> <td>1,136</td> <td>1,184</td> <td>1,197</td> <td>1,137</td> </tr> <tr> <td>平田支部</td> <td>565</td> <td>589</td> <td>586</td> <td>617</td> <td>551</td> <td>566</td> <td>524</td> </tr> <tr> <td>斐川支部</td> <td>250</td> <td>280</td> <td>292</td> <td>295</td> <td>319</td> <td>340</td> <td>298</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,709</td> <td>1,843</td> <td>1,910</td> <td>2,048</td> <td>2,054</td> <td>2,103</td> <td>1,959</td> </tr> </tbody> </table>		区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	本部	894	974	1,032	1,136	1,184	1,197	1,137	平田支部	565	589	586	617	551	566	524	斐川支部	250	280	292	295	319	340	298	合計	1,709	1,843	1,910	2,048	2,054	2,103	1,959
区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度																																		
本部	894	974	1,032	1,136	1,184	1,197	1,137																																		
平田支部	565	589	586	617	551	566	524																																		
斐川支部	250	280	292	295	319	340	298																																		
合計	1,709	1,843	1,910	2,048	2,054	2,103	1,959																																		



◆活動件数の推移

(件)

区分	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
本部	3,956	4,308	5,347	5,27	5,475	4,469	3,050
平田	1,504	1,176	1,280	1,411	1,296	1,253	860
斐川	727	1,282	1,472	1,133	795	1,334	1,466
合計	6,187	6,766	8,099	7,821	7,566	7,056	5,376



◆量の見込み (イメージ)

(延活動件数)

	1年目 (H27)	2年目 (H28)	3年目 (H29)	4年目 (H30)	5年目 (H31)
①量の見込み	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②確保の内容	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②-①	0	0	0	0	0

9 子育て短期支援事業 <必須>

概要	<p>保護者の疾病その他の理由により家庭での養育が一時的に困難となった児童を、短期間預かる事業。子育て中の保護者とその家族の、多様なニーズに対応した子育て支援サービス。</p>																									
詳細	<p>【事業内容】</p> <p>①短期入所生活援助（ショートステイ）事業 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童福祉施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。</p> <p>②夜間養護等（トワイライトステイ）事業 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童福祉施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。</p> <p>【対象児童】 0才から中学生まで</p> <p>【利用時間・利用料金】 委託施設への単価。市と利用者との負担。世帯の課税状況等により利用者の利用料は4区分。</p> <table border="1" data-bbox="399 1003 1401 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>区分1</th> <th>区分2</th> <th>区分3</th> <th>区分4</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用する時間帯</td> <td>生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯</td> <td>市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯</td> <td>市区町村民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1,2を除く）</td> <td>その他の世帯</td> </tr> <tr> <td>午前8時～午後5時</td> <td>0円</td> <td>400円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>午後5時～午後10時</td> <td>0円</td> <td>500円</td> <td>1,200円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>午後10時～午前8時</td> <td>0円</td> <td>1,200円</td> <td>3,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【利用手続き】 子育て支援課（本庁舎）窓口で相談受付。一時保育やファミサポなど、利用可能な他制度を優先。事前に施設見学を要する。</p>		区分1	区分2	区分3	区分4	利用する時間帯	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯	市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯	市区町村民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1,2を除く）	その他の世帯	午前8時～午後5時	0円	400円	1,000円	2,000円	午後5時～午後10時	0円	500円	1,200円	2,500円	午後10時～午前8時	0円	1,200円	3,000円	6,000円
	区分1	区分2	区分3	区分4																						
利用する時間帯	生活保護世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税非課税世帯	市区町村民税非課税世帯・ひとり親家庭等で市区町村民税が均等割のみの世帯	市区町村民税が均等割のみの世帯・ひとり親家庭等の世帯（区分1,2を除く）	その他の世帯																						
午前8時～午後5時	0円	400円	1,000円	2,000円																						
午後5時～午後10時	0円	500円	1,200円	2,500円																						
午後10時～午前8時	0円	1,200円	3,000円	6,000円																						
実施施設	<p>3施設（児童福祉施設）</p> <p>さとがた保育園（里方町）</p> <p>CSいずもデイサービス（大社町入南）</p> <p>CSいずも第2デイサービス（知井宮町）</p>																									
課題・対応	<p>・出雲地区以外の委託施設の拡大</p>																									

◆平成24年度は、延利用日数 39 日

利用事由：育児疲れ、手術入院、出産、DV避難

- (1)短期入所生活援助事業（ショートステイ事業） 利用実人数 3 人、延 17 日
 (2)夜間養護等事業（トワイライト事業） 利用実人数 6 人、延 22 日

◆相談件数

	H23 年度	H24 年度	H25 年度
疾病・出産・けが	3	11 (3)	1 (1)
監護、介護	1	4	2
事故、災害			
冠婚葬祭、学校行事		1	1
仕事の出張、深夜勤務	9 (1)	9	5 (2)
育児疲れ、育児不安	3 (1)	4 (2)	1
その他	5	2 (1)	

※H25 年度は 10 月末時点

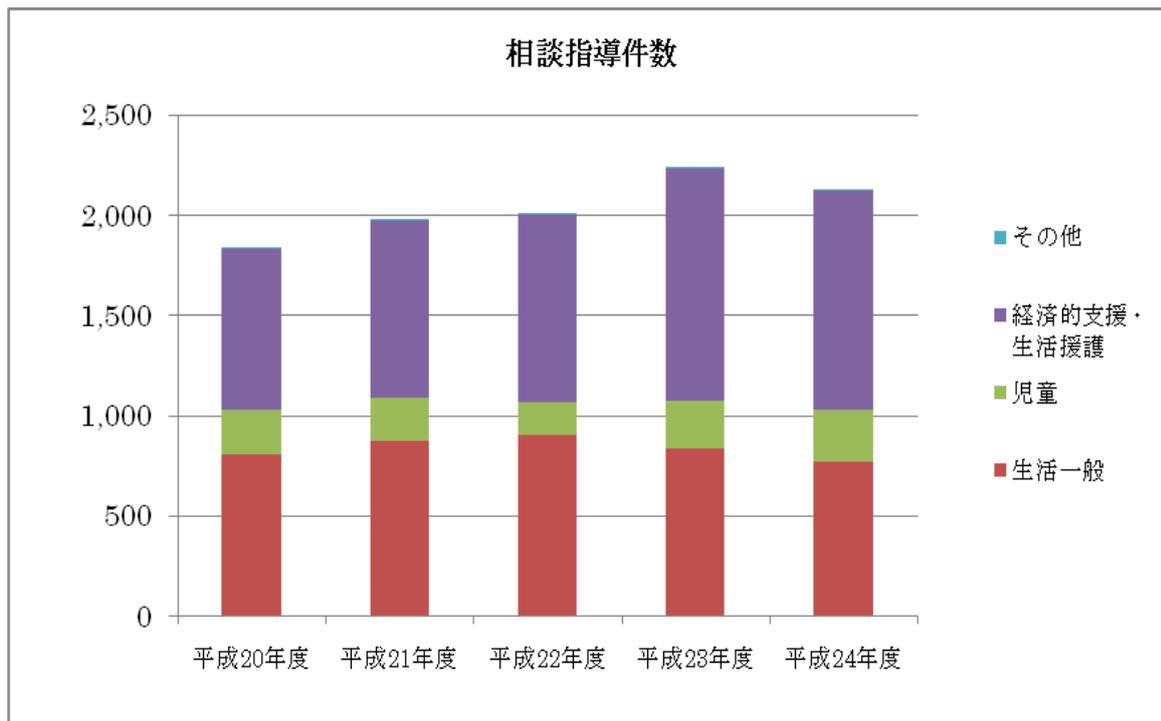
※カッコ内は、利用につながった件数

◆量の見込み（イメージ）

	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①量の見込み	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②確保の内容	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②-①	0	0	0	0	0

10 ひとり親家庭の自立促進

概要	ひとり親家庭の生活の安定と向上のための取組み																																				
詳細	<p>【事業内容】</p> <p>①母子自立支援員による相談・指導。 母子家庭等の自立に必要な情報の提供や指導、資格取得による職業能力の向上や求職活動など、生活の安定に資する支援を行っている。相談件数は増加する傾向にあり、平成24年度の相談件数は2,129件。経済的支援・生活援護の相談内容が半数を占める。</p> <p>②母子・寡婦福祉資金貸付（県事業） 就業支援策として母子家庭等自立支援給付金事業の実施、子育て・生活支援策としての申請受付を行っている。</p> <p>(1)母子家庭等自立支援給付金事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等技能訓練（上限2年） 支給金額 100,000円/月（市町村民税が非課税世帯） 70,500円/月（課税世帯） ・ 教育訓練 講座受講に係る費用の20%を支給（上限10万円） 平成25年度の支給者数は、高等技能訓練7人、教育訓練2人。 <p>(2)母子・寡婦福祉資金貸付 平成24年度の申請件数は158件。児童の修学に係る資金の割合が約80%を占める。</p>																																				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的な悩みが多く、小さい子どもがいる場合就労が限られ、収入が低い。 ・ 資格等を取得するため学校等へ修学するにも、安心して通うための環境が整っていない。祖父母等の存在が大きい。 																																				
<p>◆相談指導件数</p> <p>【相談指導件数】</p> <table border="1" data-bbox="295 1525 1222 1861"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> <th>平成22年度</th> <th>平成23年度</th> <th>平成24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活一般</td> <td>805</td> <td>874</td> <td>902</td> <td>833</td> <td>770</td> </tr> <tr> <td>児童</td> <td>224</td> <td>210</td> <td>159</td> <td>236</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>経済的支援・生活援護</td> <td>805</td> <td>890</td> <td>943</td> <td>1,169</td> <td>1,099</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,837</td> <td>1,981</td> <td>2,006</td> <td>2,240</td> <td>2,129</td> </tr> </tbody> </table>		区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	生活一般	805	874	902	833	770	児童	224	210	159	236	257	経済的支援・生活援護	805	890	943	1,169	1,099	その他	3	7	2	2	3	合計	1,837	1,981	2,006	2,240	2,129
区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																
生活一般	805	874	902	833	770																																
児童	224	210	159	236	257																																
経済的支援・生活援護	805	890	943	1,169	1,099																																
その他	3	7	2	2	3																																
合計	1,837	1,981	2,006	2,240	2,129																																



◆ 【高等技能訓練支給者数】

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
新規	1	4	9	5	2	2	23
前年から継続			4	9	8	5	
修業者数	1	4	13	14	10	7	
修了者数	1		3	5	5		14
退学等			1	1			

◆ ◇母子寡婦福祉資金申請実績

	H24	H24 (%)
修学資金	66	42%
就学支度資金	65	41%
修業資金	8	5%
生活資金	6	4%
技能習得資金	4	3%
事業開始資金	1	1%
就職支度資金	2	1%
結婚資金	1	1%
転宅資金	4	3%
住宅資金	1	1%
計	158	

11 病児・病後児保育事業 <<必須>>

概要	<p>児童が病気等の回復期又は進行期で入院治療の必要はないものの、保育所などに預けられない場合で、保護者が仕事を休むことができないときなどに、診療所や保育所に併設した施設で児童を預かる。</p>																			
詳細	<p>【対象児童】 市内在住又は市内の保育所、幼稚園、小学校に在籍する概ね 10 歳未満の児童</p> <p>【利用時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本時間：月～金曜日 8:30～17:30／土曜日 8:30～12:30 (休日：日曜、祝日、年末年始、事業所の休業日) ・ 延長時間：月～金曜日 8:00～8:30, 17:30～18:00／土曜日 8:00～8:30 (わたなべこどもレディースクリニックは「8:00～8:30」の延長なし) <p>【利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金：病児保育室 1,000 円／日、病後児保育室 500 円／日 ※基本料金は、所得状況等に応じて減免制度あり。 ・ 延長料金：8:00～8:30, 17:30～18:00 各 500 円 ・ その他：シーツ代 150 円／日 紙おむつ代 30 円／枚 <p>【利用手順】 施設見学⇒施設に直接予約⇒かかりつけ医で受信。「医師連絡票」(要文書料)の記入を受ける。⇒利用</p>																			
実施施設	<p>5 か所 (H25. 4. 1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">施設</th> <th style="text-align: center;">定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">病児保育</td> <td style="text-align: center;">進行期</td> <td>伊藤産婦人科眼科医院 (平田町)</td> <td style="text-align: center;">2 人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">回復期</td> <td>わたなべこどもレディースクリニック (武志町)</td> <td style="text-align: center;">4 人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">病後児保育</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">回復期</td> <td>おおつか保育園 (大塚町)</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> </tr> <tr> <td>あすなろ第 2 保育園 (白枝町)</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> </tr> <tr> <td>浜山あおい保育園 (天神町)</td> <td style="text-align: center;">3 人</td> </tr> </tbody> </table>	区分		施設	定員	病児保育	進行期	伊藤産婦人科眼科医院 (平田町)	2 人	回復期	わたなべこどもレディースクリニック (武志町)	4 人	病後児保育	回復期	おおつか保育園 (大塚町)	3 人	あすなろ第 2 保育園 (白枝町)	3 人	浜山あおい保育園 (天神町)	3 人
区分		施設	定員																	
病児保育	進行期	伊藤産婦人科眼科医院 (平田町)	2 人																	
	回復期	わたなべこどもレディースクリニック (武志町)	4 人																	
病後児保育	回復期	おおつか保育園 (大塚町)	3 人																	
		あすなろ第 2 保育園 (白枝町)	3 人																	
		浜山あおい保育園 (天神町)	3 人																	
課題・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病児保育室・病後児保育室ともに、5 施設中 4 施設が市の中心部に集中している。 ・ ニーズ調査により、保護者の利用意向を把握し、今後の事業展開を検討していく。 																			

◆平成24年度利用実績（うち、基本料金全額免除利用者／半額免除利用者）

1, 304人（73人／120人）（=①+②）

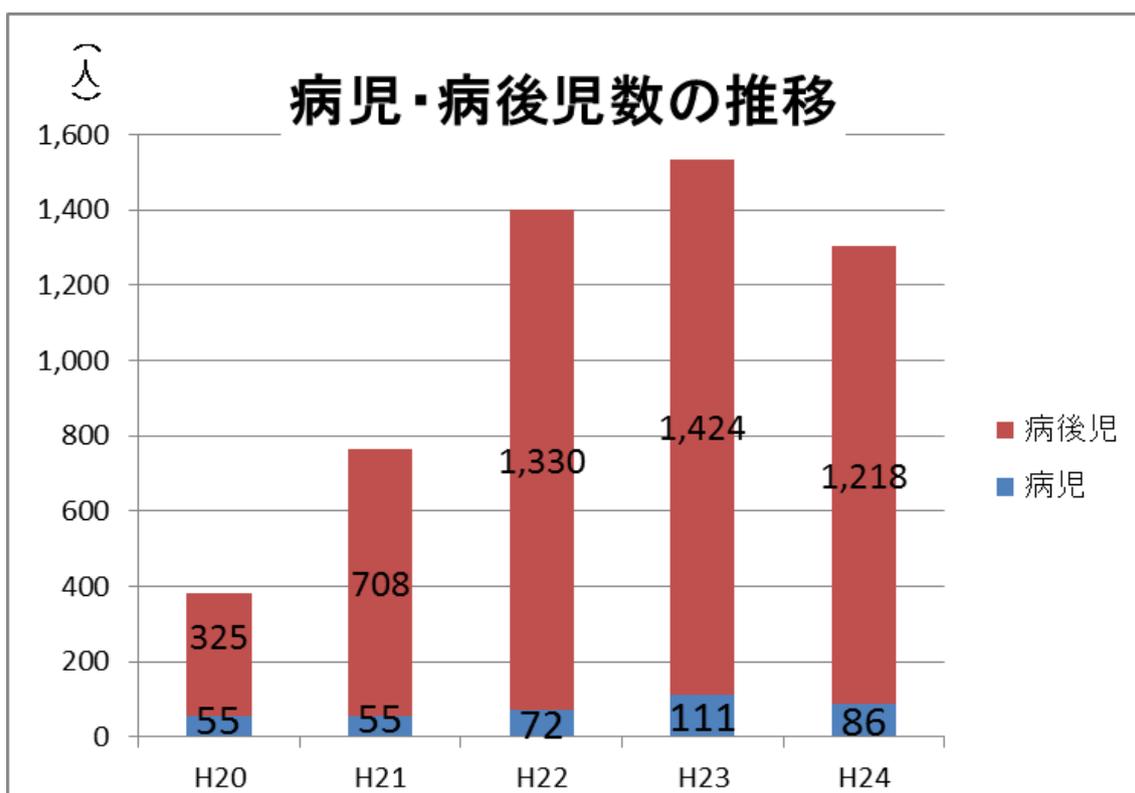
①病児保育室 基本料金 1,000円/日

伊藤産婦人科眼科医院	86人（0人／19人）
わたなべこどもデイクリニック	※H25.3月末開設
小計	86人（0人／19人）

②病後児保育室 基本料金 1,000円/日

おおつか保育園	509人（38人／2人）
あすなろ第2保育園	261人（9人／31人）
浜山あおい保育園	448人（26人／68人）
小計	1,218人（73人／101人）

◆近年は、おおむね利用者が増加傾向にありましたが、平成24年に利用者の落ち込みがみられる。なお、平成25年3月に病児保育室ひよこが新設されたことなどから、平成25年度は、利用者の増加がみられる。



※平成20～22年度は、旧斐川町データを含まない

◆量の見込み（イメージ）

	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）
②確保の内容	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）
②-①	0	0	0	0	0

12 一時預かり事業 <<必須>>

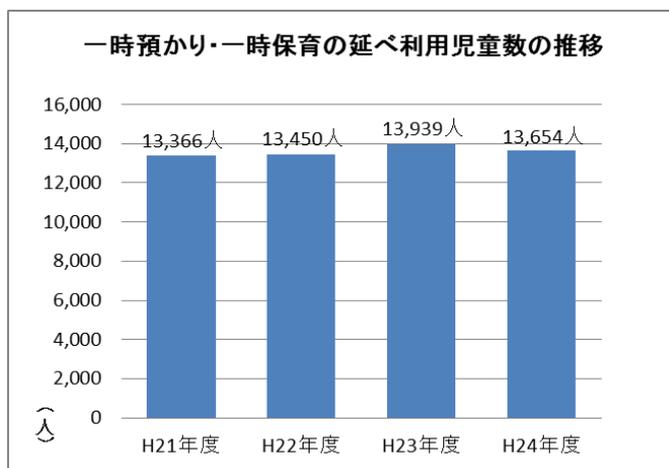
概要	<p>保護者の育児疲れ解消、緊急時の保育等に対応する保育サービス（第2種社会福祉事業）。保育所で実施。</p> <p>①一時預かり事業：国が認定 ②一時保育事業：県が認定</p>
詳細	<p>【対象児童】 児童福祉法第6条の3第7項の規定に基づき、家庭において保育を受ける事が一時的に困難となった乳児又は幼児</p> <p>【利用限度】 週3日、月14日以内</p> <p>【利用時間】 概ね 8時30分から16時30分</p> <p>【利用料金】 概ね・4時間以上利用 1,800円 ・4時間未満利用 900円</p> <p>【利用方法等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が利用しようとする保育所へ直接連絡・予約をとり、子どもを半日又は1日単位で預ける。 ・延べ利用児童数に応じ、520千円～9,140千円を補助 ・平成24年度補助額 22,460千円 <p>【参考】幼稚園では…</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市立幼稚園においては、原則、実施していない。 ・海外在住者の一時帰国期間中の入園希望について、正式に入園手続きを行うことにより、短期の入園を認めるケースがある。
課題・対応	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、週3日、月14日と利用日数が限られている ・保育所の体制により、受入を断ることがある ・保育所での受入状況を市で把握できない ・保育所への入所未決定者が存在する状況で、一時預かりを保育所として受け入れるための保育士不足が生じている。

◆実施施設数の推移

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
出雲	30	31	31	31
平田	6	6	6	6
佐田	1	1	1	1
多伎	1	1	1	1
湖陵	1	1	1	1
大社	1	2	2	2
斐川	5	6	7	8
合計	45	48	49	50

◆年間の利用児童数の推移は、概ね横ばい

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
出雲	10,414	11,068	10,349	9,279
平田	1,21	855	1,957	1,848
佐田	58	72	58	74
多伎	223	121	127	40
湖陵	664	428	194	737
大社	76	101	230	211
斐川	716	805	1,024	1,465
合計	13,366	13,450	13,939	13,654



◆量の見込み（イメージ）

	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①量の見込み	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②確保の内容	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)	人(施設)
②-①	0	0	0	0	0

13 延長保育事業 <必須>

概要	やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、必要な保育を確保するもの。																											
詳細	<p>【保育園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、保育所における 11 時間の開所時間の前後の時間において 30 分以上延長して保育を行う。 ・ 対象児童： 保育所入所児童 ・ 利用時間： 実施施設（保育所）により異なる。 例）開所 7:30～18:30、延長保育 18:30～19:00 ・ 利用料金（月額）： 実施施設（保育所）により異なる。 例）1 人 1 日 300 円、1 人 1 か月 2,500 円 <p>【市立幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の市立幼稚園において、保護者の就労形態の多様化への対応や保育所の待機児童解消の一助として通常の教育時間を終了した後（降園時間以降）に預かり保育を行っている。 ・ 対象児童： 当該幼稚園に在籍する園児 ・ 利用時間及び利用料金 <p>【通常預かり保育事業（通常型）】</p> <table border="1" data-bbox="416 1050 1386 1294"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施時間</th> <th>負担金（1日あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日（月～金）</td> <td>降園～16:30</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日</td> <td>8:30～16:30</td> <td>利用時間が 4 時間以下の場合 800 円 利用時間が 4 時間を超える場合 1,600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【保育機能を付加する預かり保育事業（保育機能付加型）】</p> <table border="1" data-bbox="416 1344 1386 1637"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th colspan="2">実施時間</th> <th>負担金（1か月あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平日 （月～金）</td> <td>7:30～</td> <td>降園～16:30</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>8:30</td> <td>降園～18:30</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日</td> <td colspan="2">7:30～16:30</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">7:30～18:30</td> <td>12,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【私立幼稚園】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自園在籍園児を対象に、預かり保育の制度がある。 ・ 利用時間や利用料金等は、各園によって異なる。 	実施日	実施時間	負担金（1日あたり）	平日（月～金）	降園～16:30	400 円	夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	8:30～16:30	利用時間が 4 時間以下の場合 800 円 利用時間が 4 時間を超える場合 1,600 円	実施日	実施時間		負担金（1か月あたり）	平日 （月～金）	7:30～	降園～16:30	8,000 円	8:30	降園～18:30	12,000 円	夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	7:30～16:30		8,000 円	7:30～18:30		12,000 円
実施日	実施時間	負担金（1日あたり）																										
平日（月～金）	降園～16:30	400 円																										
夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	8:30～16:30	利用時間が 4 時間以下の場合 800 円 利用時間が 4 時間を超える場合 1,600 円																										
実施日	実施時間		負担金（1か月あたり）																									
平日 （月～金）	7:30～	降園～16:30	8,000 円																									
	8:30	降園～18:30	12,000 円																									
夏季、冬季、 学年始、 学年末休業日	7:30～16:30		8,000 円																									
	7:30～18:30		12,000 円																									
課題・対応	新制度においてどのように整理されるのか、国の対応まち。																											

実施施設 H25.4.1	【保育所】 49 箇所（公立 1、私立 48）																
	<table border="1"> <tr> <td>出雲</td> <td>31 箇所</td> <td>湖陵</td> <td>1 箇所</td> </tr> <tr> <td>平田</td> <td>6 箇所</td> <td>大社</td> <td>2 箇所</td> </tr> <tr> <td>佐田</td> <td>1 箇所</td> <td>斐川</td> <td>7 箇所</td> </tr> <tr> <td>多伎</td> <td>1 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出雲	31 箇所	湖陵	1 箇所	平田	6 箇所	大社	2 箇所	佐田	1 箇所	斐川	7 箇所	多伎	1 箇所		
出雲	31 箇所	湖陵	1 箇所														
平田	6 箇所	大社	2 箇所														
佐田	1 箇所	斐川	7 箇所														
多伎	1 箇所																
	【幼稚園】 17 箇所（公立 15、私立 2）																
	<table border="1"> <tr> <td>出雲</td> <td>5 箇所</td> <td>湖陵</td> <td>1 箇所</td> </tr> <tr> <td>平田</td> <td>3 箇所</td> <td>大社</td> <td>2 箇所</td> </tr> <tr> <td>佐田</td> <td>0 箇所</td> <td>斐川</td> <td>5 箇所</td> </tr> <tr> <td>多伎</td> <td>1 箇所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	出雲	5 箇所	湖陵	1 箇所	平田	3 箇所	大社	2 箇所	佐田	0 箇所	斐川	5 箇所	多伎	1 箇所		
出雲	5 箇所	湖陵	1 箇所														
平田	3 箇所	大社	2 箇所														
佐田	0 箇所	斐川	5 箇所														
多伎	1 箇所																

◆延べ利用者数の推移 (人)

年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
延べ利用人数	51,126	48,605	64,513

保育園のみ

◆量の見込み (イメージ)

	1 年目 (H27)	2 年目 (H28)	3 年目 (H29)	4 年目 (H30)	5 年目 (H31)
①量の見込み	人 (施設)				
②確保の内容	人 (施設)				
②-①	0	0	0	0	0

14 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子ども・子育て支援法 第61条第3項第1号 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	
現状	【保育所】 産休・育休明けの保育所入所の予約申込を認めている。 入所申込の手引、ホームページなどで広報している。 施設に対して加配保育士等への補助金交付 【幼稚園】 保護者の就業等の状況を入園基準としていない。 市立幼稚園では、次年度入園児募集を行うほか、年度の途中であっても、随時、入園手続きを行っている。

15 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業） 《必須》

子ども・子育て支援法 第59条第1項第3号 三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において「特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業					
現状	保育所が独自に徴収するものについて、市からの助成制度はない。 利用料等についての負担軽減策としては、 所得に応じた保育料、保育料の減免 延長保育に係る減免措置 病児病後児保育利用に係る減免措置 などがある。 幼稚園についても保育料の減免のみ。				
◆量の見込み（イメージ）					
	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①	0	0	0	0	0

16 多様な主体（事業者）が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

子ども・子育て支援法 第59条第1項第4号

四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

現状

出雲市では、保育所は社会福祉法人または学校法人。
 新制度上は欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可することになる。
 平成25年5月15日には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知がなされている。
 「保育需要が充足されていない地域においては、新制度施行前の現時点においても、新制度施行後を見据え、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用をしていただくようお願いする。」

◆量の見込み（イメージ）

	1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	4年目(H30)	5年目(H31)
①量の見込み					
②確保の内容					
②-①	0	0	0	0	0

※14～16は、国から概要が示されてから検討する。

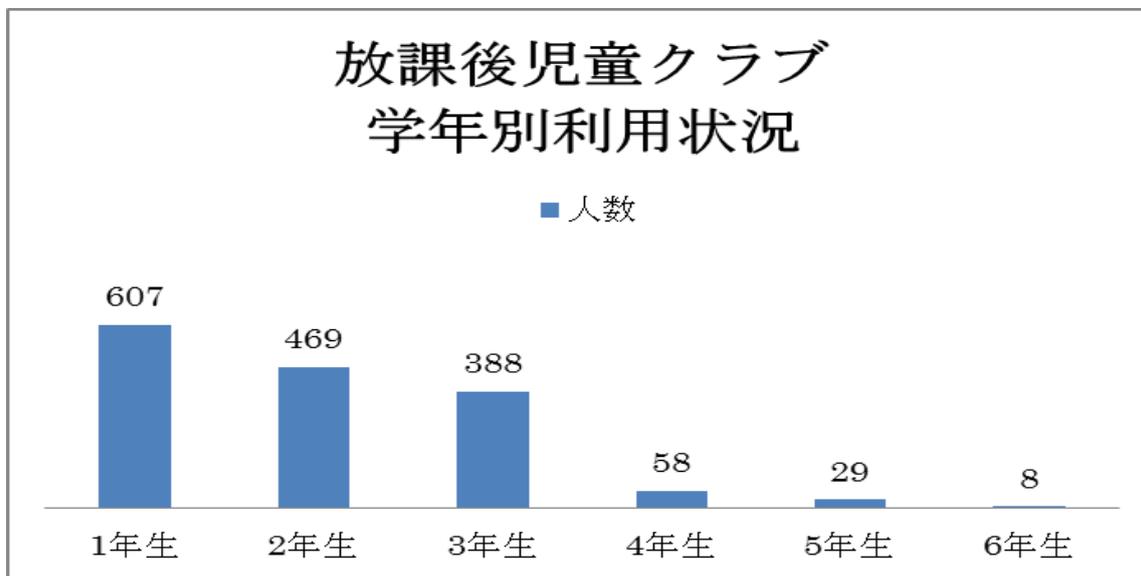
17 放課後児童クラブ 《必須》

概要	<p>子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年児童等に、遊びや生活の場を提供し、子どもたちの健全育成を図る。</p>																																
詳細	<p>【対象児童】 本市に住所を有する者で、昼間家庭に保護者のいない主として小学校1年生から3年生までの児童。ただし、健全育成上指導を要する児童については、この限りでない。</p> <p>【開設日】 年間250日以上（土曜日の開設は、クラブによって異なる。）</p> <p>【開設時間】 ①月曜日～金曜日・・・放課後から午後6時まで ②土曜日、長期休業期間・・・午前8時から午後6時まで</p> <p>【運営主体】 地域で組織する運営委員会</p> <p>【保護者負担金】 月額7,000円＋運営委員会が別途おやつ代等を徴収</p> <p>【指導員体制】 常時2人以上の配置（児童数に応じて目安を設定）</p> <p>【設備運営基準】 厚生労働省ガイドライン</p>																																
施設数	<p>44か所</p> <p>●地区別</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 5px;">出雲</td> <td style="padding: 5px;">25か所</td> <td style="padding: 5px;">湖陵</td> <td style="padding: 5px;">1か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平田</td> <td style="padding: 5px;">7か所</td> <td style="padding: 5px;">大社</td> <td style="padding: 5px;">3か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">佐田</td> <td style="padding: 5px;">2か所</td> <td style="padding: 5px;">斐川</td> <td style="padding: 5px;">5か所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">多伎</td> <td style="padding: 5px;">1か所</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>●施設種別</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">①公有地専用施設</td><td style="padding: 5px;">14</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">②学校余裕教室</td><td style="padding: 5px;">11</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">③学校敷地内専用施設</td><td style="padding: 5px;">8</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">④公共的施設利用</td><td style="padding: 5px;">5</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">⑤保育所</td><td style="padding: 5px;">2</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">⑥民家</td><td style="padding: 5px;">2</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">⑦民有地専用施設</td><td style="padding: 5px;">1</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">⑧空き店舗</td><td style="padding: 5px;">1</td></tr> </table> <p>※市が実施する児童クラブのほか、小学校児童を受け入れる保育所が6園</p>	出雲	25か所	湖陵	1か所	平田	7か所	大社	3か所	佐田	2か所	斐川	5か所	多伎	1か所			①公有地専用施設	14	②学校余裕教室	11	③学校敷地内専用施設	8	④公共的施設利用	5	⑤保育所	2	⑥民家	2	⑦民有地専用施設	1	⑧空き店舗	1
出雲	25か所	湖陵	1か所																														
平田	7か所	大社	3か所																														
佐田	2か所	斐川	5か所																														
多伎	1か所																																
①公有地専用施設	14																																
②学校余裕教室	11																																
③学校敷地内専用施設	8																																
④公共的施設利用	5																																
⑤保育所	2																																
⑥民家	2																																
⑦民有地専用施設	1																																
⑧空き店舗	1																																
課題・対応	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・子育て支援新制度への対応 <ol style="list-style-type: none"> ①入会児童数の増加（入会対象の変更：小学3年生まで⇒小学生）に伴う施設の増改築 ②指導員の資格要件設定に伴う人員の確保 2. 保護者の就業形態の多様化に伴う開設時間 3. 施設の老朽化に伴う整備 4. 施設の賃貸借料の解消 5. 学校再編と児童クラブの再編 6. 障がい児の受け入れに伴う専門職員の配置 																																

◆利用者数（H25.5.1時点） 1, 559人

原則として、1～3年生までの利用。

施設、職員体制が可能な場合、4～6年生を受入



◆児童クラブ入会数及び施設数（5月1日時点）

	H22	H23	H24	H25
利用人数（1～3年）	1, 030人	1, 128人	1, 318人	1, 463人
利用人数（4～6年）	73人	66人	100人	96人
利用人数（合計）	1, 103人	1, 194人	1, 418人	1, 559人
施設数	36か所	36か所	43か所	44か所

※平成22、23年度は、旧斐川町データを含まない

◆量の見込み（イメージ）

	1年目（H27）	2年目（H28）	3年目（H29）	4年目（H30）	5年目（H31）
①量の見込み	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）
②確保の内容	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）	人（施設）
②-①	0	0	0	0	0

18 ワークライフバランス

根拠法	
設備運営基準	
内容	<p>◇男女が働きやすく、子育てしやすい職場づくりの整備等について、経営者等への継続した普及啓発事業を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報いずも、市ホームページ、出雲商工会議所等の会報紙による啓発 ・ 男女共同参画センター講座でのワーク・ライフ・バランス意識啓発 ・ 市民団体と協働したワーク・ライフ・バランス啓発事業 ・ 希望のあった事業所等に対してワーク・ライフ・バランス研修を出前講座として実施 <p>◇平成25年1月に実施した建設工事入札参加資格審査申請の際、一般事業主行動計画策定及びこころカンパニーの認定の状況に応じて加点する仕組の導入</p>
課題	出雲市内の事業所において、仕事と家庭の両立支援についてどのくらい進んでいるのか状況確認が難しい。
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ワークライフバランス」の考え方を導入して活力のある事業所になった事例の把握とその紹介 ・ 事業所のレベルにあわせた、研修会、出前講座などの実施、市から積極的な働きかけ

■ 数値目標

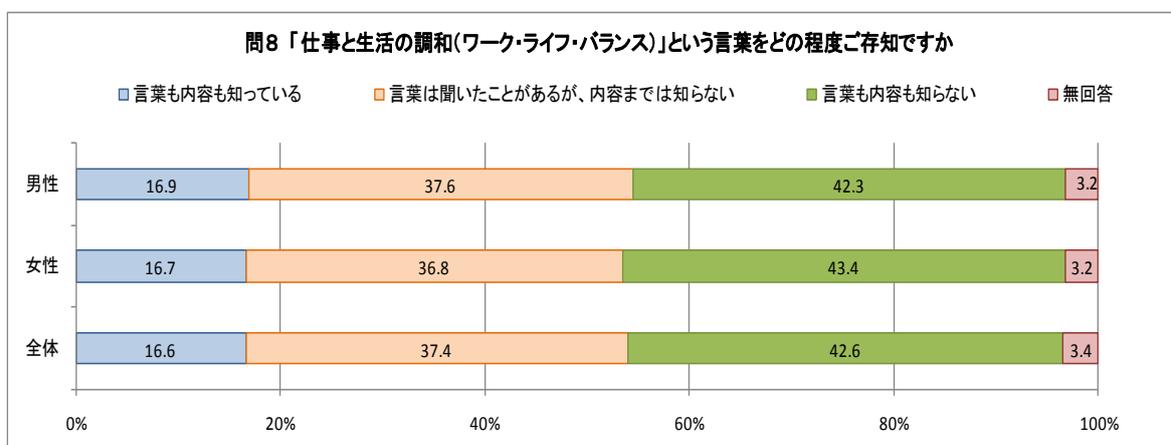
項目	H24	H28 目標
ワーク・ライフ・バランスの認知度	54.0%	60%
ワーク・ライフ・バランス研修実施事業所数	—	10事業所

(第3次出雲市男女共同参画まちづくり行動計画 (H24~28))

■ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の認知度

『「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という言葉どの程度ご存知ですか?』

- ・・・言葉も内容も知っているとは回答した人は、前回調査より増加していますが、内容までは知らない人が8割を超えており、周知が不足している状況である。(H24年度出雲市男女共同参画市民意識調査)

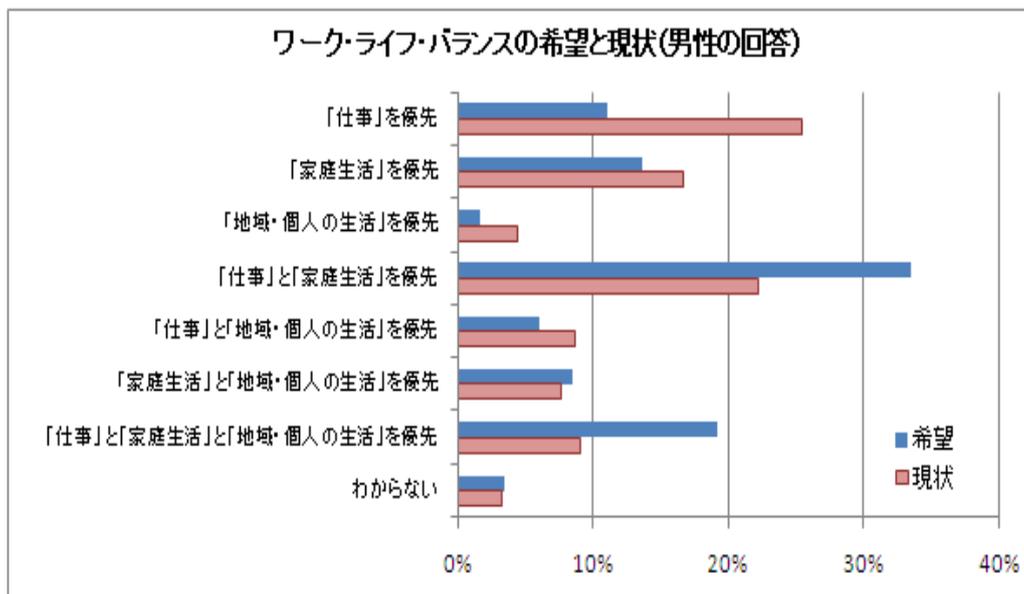
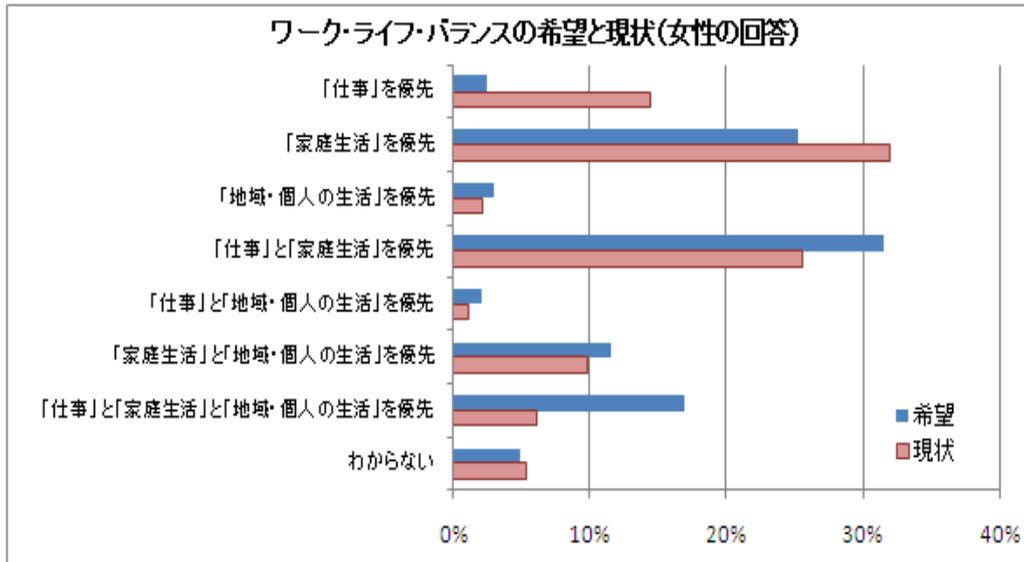


■仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度

『生活の中での、仕事、家庭生活、地域・個人の生活の優先度と現状は?』

- ・・・仕事、家庭生活、地域・個人の生活をともに優先したいと希望しているにもかかわらず、実態としては仕事を優先する結果になっている人が多い状況であるが、男性と女性とで希望する形が異なる。

(H24 年度出雲市男女共同参画市民意識調査)



■平成 24 年度男女共同参画市民意識調査での意見

○結婚するまでは仕事に集中し、男性にも負けないと思うくらい仕事をしてきました。しかし、結婚し、家事等におわれ、思うように仕事ができなくなっています。まだ子どもはいませんが、友人をみていると、仕事をしたくても育児休暇が取れなかったり、職場で肩身のせまい思いをしたりしています。子どもは欲しいのですが、仕事のことを考えると出産について悩みます。(30 歳代女性)

○少子化といわれながらも、職場での産休・育休制度がまだまだ定着されていない。よって、産休に伴い、女性が職場退職をせざるを得ない状況がある。会議や大事な案件についても男性のみで決定されることが多いように感じる。男性は仕事を第一に考え、女性は家庭を優先に考えていることが当然と思われる社会がおかしいのではないか。(60 歳代男性)

○男性の育児参加・育児休暇の取得推進をすべきである。現在の子育て世代は、育児参加が進んでいるが、仕事が忙しく、思うように育児ができない。(30 歳代男性)